

ガイドライン改正の方向性及び骨子（案）

1 ガイドライン改正の方向性（案）

(1) 管路管理の必要性，包括的民間委託導入の有効性を提示

地方公共団体における管路管理の実態，執行体制，維持管理予算等の下水道事業を取り巻く現状を改めて整理した上で，平成 27 年の下水道法改正，下水道ストックマネジメント支援制度の創設等を受けた管路管理の必要性を示すとともに，管路管理の包括的民間委託を導入する有効性について示す。

(2) 包括的民間委託の導入検討の方法等を分かりやすく提示

地方公共団体において，管路管理の包括的民間委託の導入検討を円滑に行い，庁内の合意形成を適切に行えるよう，導入検討の方法等を分かりやすく提示する。既往の導入事例を踏まえて，対象となる業務パッケージの検討，民間企業への参入意向調査等に係る実務的な内容を盛り込み，下水道業務の実務に精通していない職員にとっても分かりやすい内容とする。

(3) 包括的民間委託の契約までに必要な事務を分かりやすく提示

現行ガイドラインの内容に加えて，契約までに必要な事務として，入札・契約方式の設定，審査委員会の設置，公告資料の作成，公告等，事業者選定，契約に係る記載内容を充実させ，初めて包括的民間委託を導入する地方公共団体にとって分かりやすい内容とする。

(4) 包括的民間委託の導入後の事務を提示

現行ガイドラインでは明確に示されていなかった包括的民間委託の導入後の事務として，業務の履行監視・評価，次期の包括的民間委託に向けた検討等について，整理して示す。

(5) 多様な導入スキーム及び導入事例を紹介

既往の導入事例を踏まえて，改築に係る業務等を含む多様な導入スキームを示すとともに，それぞれの項目において参考となる事例を紹介する。

2 ガイドライン改正の骨子（案）

前項のガイドライン改正の方向性（案）を踏まえ、章構成を下図のとおり変更する。



第1章 はじめに

【現行ガイドラインからの変更点】

管路管理の実践においては、ストックマネジメント計画を策定・実施することにより、下水道管路施設の維持管理水準を上げていく必要性があり、その手法の一つとして包括的民間委託が有効であることを示す。

【ポイント】

- 現在の日本情勢を踏まえた現状や背景について記述する（官民連携の推進、インフラの老朽化）。
- 現行ガイドラインが策定されて以降、平成27年の下水道法改正といった制度等、管路管理を取り巻く現状について記述する。
- 維持管理を実施していく基本の考えとしてはストックマネジメント計画に着目する。将来的に備えて、予防保全型の維持管理を推進していくことが必要になることを示すとともに、現在の事後保全型の維持管理では満足できない状況について示す。
- 下水道職員が不足してきている実情を踏まえて、人・モノ・カネの視点の中でも包括的民間委託は人の補填（実施体制の確保）として有効である旨を記述する。

【構成骨子】

- 1.1 本ガイドラインの目的
- 1.2 下水道管路施設を取り巻く現状
- 1.3 維持管理を起点としたマネジメントの推進
- 1.4 下水道管路施設の包括的民間委託の有効性
- 1.5 本ガイドラインの構成
- 1.6 用語の定義

第2章 包括的民間委託の基本的な考え方

【現行ガイドラインからの変更点】

導入スキームとして詳細な内容を示すのではなく、包括的民間委託の基本的な考え方として大枠を示す。

【ポイント】

- 包括的民間委託の概要について、分かりやすく整理する。
- 包括的民間委託に係る事務の流れについて、分かりやすく整理する。

【構成骨子】

- 2.1 包括的民間委託の概要
- 2.2 包括的民間委託に係る事務の流れ

第3章 包括的民間委託の導入検討

【現行ガイドラインからの変更点】

発注作業や事業者選定方法までが含まれていた内容を導入検討のみとして章立てし、庁内合意に至るまでの実務的な内容を示す。

【ポイント】

- 現況把握では、台帳の電子化や巡視・点検等の実施状況、ストックマネジメント計画の充実度等が把握できるような内容とする。
- 現況把握に基づく包括的民間委託のパッケージについて、複数の標準的なケースを示し、下水道職員が不足する中小都市でも導入がイメージできる内容とする。
- 執行体制の検討では、包括導入後モニタリングの第三者への委託必要性の有無、委託手法について記述する。
- 地元業者との関係性を含め、参入意向調査を行う際の留意点について整理する。
- 導入効果の検討では、定量化できるものだけでなく、定性的な論点を整理して、庁内や議会説明しやすい内容を明示する。
- 導入の意思決定では、庁内合意や議会承認を得やすい論点を整理する。また、包括的民間委託は複数年での発注となるため、債務負担行為を行う上での留意点を記述する。
- 各項目に応じて、包括的民間委託導入自治体における具体的な事例を示す。

【構成骨子】

3.1 現況把握

下水道管路施設に係る情報（台帳、維持管理情報のデータベース化）の状況、維持管理方針・計画の状況、維持管理の実施状況等、導入検討を始めるに当たり把握すべき内容について記載。《参考資料に「導入可能性調査業務における項目（例）」を掲載》

3.2 対象施設・業務の検討

対象とする施設・業務、官民の役割分担等の検討すべき事項、段階的な導入について記載。他事業との連携も踏まえた対象施設・範囲の検討についても記載。

3.3 導入スキームの検討

発注方式、業務指標、委託期間、スケジュールについて記載し、検討する際に留意すべき内容について記載。

3.4 執行体制の検討

包括的民間委託導入後の官民の執行体制について、留意すべき事項を記載。人材育成・技術継承等に係る受託者の関わりやモニタリングの必要性についても触れる。

3.5 参入意向調査

民間企業に対する参入意向調査の必要性について記載するとともに、その標準的な手法について記載。《参考資料に「参入意向調査の事例」を掲載》

3.6 導入効果の検討

現況把握、対象施設・業務の検討、執行体制の検討、参入意向調査の結果を踏まえた導入効果の検討方法について記載（概算事業費によるコスト比較、業務効率化による効果の明示等）。

3.7 導入の意思決定

庁内合意や議会での決定等，各段階で必要となる意思決定の標準的なタイミングについて記載。

第4章 包括的民間委託の契約までの事務

【現行ガイドラインからの変更点】

包括的民間委託の導入決定後，契約までに必要となる一連の事務について，事例を含めて，体系的に分かりやすく示す。

【ポイント】

- 「入札・契約方式の設定」，「審査委員会の設置」，「公告資料の作成」，「公告等」，「事業者選定」，「契約」について，分かりやすく記載する。
- 落札者決定基準等については，具体的な内容を整理する。

【構成骨子】

4.1 入札・契約方式の設定

入札・契約方式（総合評価一般競争入札方式，公募型プロポーザル方式等）ごとの特徴，スケジュール，それぞれに必要な事項について記載。

4.2 審査委員会の設置

事業者選定等における審査委員会の必要性，審査委員会の設置要綱及び構成員等について記載。

4.3 公告資料の作成

入札・契約方式に応じて必要となる書類（要求水準書，入札参加資格要件，落札者決定基準，リスク分担表，履行評価方法）や様式等について記載。下水道管路施設の包括的民間委託に特徴的な民間の実施体制，地元貢献，技術提案等の観点にも触れる。
《参考資料に「発注資料（例）」及び「契約書（例）」を掲載》

4.4 公告等

4.5 事業者選定

4.6 契約

契約を締結するに当たっての契約内容の確認方法や留意すべき事項等について記載（弁護士の活用，違反時の措置，契約変更等）。契約締結時の広報発表等の方法や事例についても記載。

第5章 包括的民間委託の導入後の事務

【現行ガイドラインからの変更点】

包括的民間委託の導入後の事務について、触れられていなかった事項を記載する。

【ポイント】

- 包括的民間委託の契約後に必要となる官から民への引継ぎ、業務の履行監視・評価、契約変更について整理する。
- 次期の包括的民間委託に向けた検討についても記載する。

【構成骨子】

5.1 引継ぎ

官から民へと引継ぎを行う内容（事前に収集・整理しておくべき情報、ヒアリングの実施等）について記載。また、2期目以降の包括的民間委託において、民から民へと引き継ぐ場合についても記載。

5.2 業務の履行監視・評価

包括的民間委託における業務の履行監視・評価について、考え方、実施計画、実施方法、実施体制等について記載（第三者機関の必要性についても記載）。

5.3 契約変更

契約変更を行うべき内容や変更時期等について記載。

5.4 次期の包括的民間委託に向けた検討

次期の包括的民間委託に向けて検討すべき事項、留意点について記載。

参考資料

【現行ガイドラインからの変更点】

包括的民間委託を導入した地方公共団体の多様な事例に加えて、導入において参考となる具体的な資料を掲載する。

【ポイント】

- 多様なパッケージ内容を示すことができるよう包括的民間委託導入自治体の事例を網羅的に紹介する。
- 包括的民間委託の発注仕様書（例）、契約書（例）、参入意向調査の事例に加えて、導入検討に必要となる導入可能性調査業務、入札・契約に必要な発注支援業務を委託する場合の項目の整理を行う。

- ・ 導入事例集（平成29年3月に公表した導入事例集を更新）
- ・ 発注仕様書（例）
- ・ 契約書（例）
- ・ 参入意向調査の事例
- ・ 導入可能性調査業務における項目（例）
- ・ 発注支援業務における項目（例） 等